

議案第13号

養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び養父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び養父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

(養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年養父市条例第40号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略)

改 正 案	現 行
<p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 （略） （介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の3第1項において「配偶者等」という。）</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介</p>	<p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 （略） （介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（<u>配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。）</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必</p>

改 正 案	現 行
<p>護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることが無いようにしなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3（略）</p>

(養父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 養父市職員の育児休業に関する条例(平成16年養父市条例第41号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第10条	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)	第10条	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第20条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が養父市職員の育児休業等に関する条例(平成16年養父市条例第41号)第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌	第20条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が養父市職員の育児休業等に関する条例(平成16年養父市条例第41号)第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌

改 正 案			現 行		
		日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額とする			日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額とする
第29条の2	第10条、第11条及び第14条	第14条、第16条及び第17条の2	第29条の2	第10条、第11条、第14条から第16条まで及び第18条	第14条から第16条まで及び第18条
	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当</p>			<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、か</p>		

改 正 案	現 行
該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。	つ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。